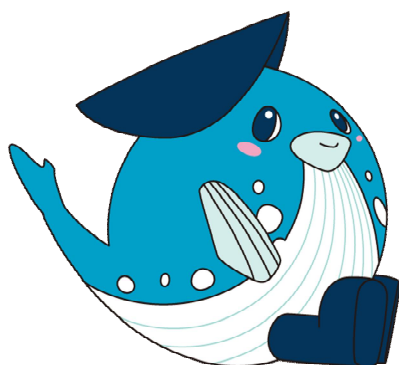


公園愛護会

～マニュアル～

(豊浦地区)



下関市公園緑地課

□公園とは

いつもきれいな公園は、子供たちの遊び場であったり、皆さまのレクリエーションの場となることはもちろん、街の通風、採光や、地域住民の避難場所、緑が周辺に潤いを与えるなど、様々な機能を発揮します。

□公園愛護会とは

下関市には、公園緑地課が管理する公園が約400公園あります。地域の皆さまにとって憩いの場である身近な公園の管理は、行政が行うだけでなく、地域住民の皆さまの協力が必要不可欠です。

この地域の皆さまがボランティア活動として、除草作業及び清掃作業を行い、公園内の美化に協力していただく団体を公園愛護会といいます。

なお、公園愛護会の活動に対して、年2回、報償費を支給しています。

□公園愛護会の結成について

◇公園愛護会結成の条件について

- 公園等の所在する地区に住所を有する生計を別にする3名（18歳以上に限る）以上の方で公園愛護会は結成できます。ただし、18歳未満の方が構成員として活動することは可能です。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定される就労移行支援及び就労継続支援を行う本市に所在する施設並びに同条第27項に規定される地域活動支援センターで本市に所在する施設をもって結成も可能です。

◇手続き・活動報告について

○ 手続き

公園愛護会の結成、変更、廃止を行うには、以下の届出が必要です。

① 結成届（様式第1号）

公園愛護会を結成したとき、愛護会代表者は結成届の提出が必要です。

② 変更届（様式第2号）

公園愛護会代表者が変更になった場合は変更届の提出が必要です。

③ 廃止届（様式第3号）

活動維持が困難となり、廃止する場合、愛護会廃止届の提出が必要です。

○ 活動報告

愛護会活動について、上半期分（4月～9月）下半期分（10月～3月）の2回に分けて報告書の提出をお願いします。報告書には、以下の3点の書類を添付してください。

- ① 作業日誌（所定の様式があります。）
- ② 委任状（所定の様式があります。）
- ③ 愛護会活動写真（活動内容がわかる写真を添付してください。）

□活動内容

「下関市公園愛護会報償要綱」では、公園愛護会の活動内容は、「除草作業又は清掃作業を月1回以上行う」こととしています。

◇除草作業とは

- 公園の雑草を、カマやクワ等を利用して根ごと取り除くことを基本とします。
ただし、雑草の状況や参加者の力量に合わせて、無理なくできる範囲で行ってください。
- また、安全のため、平坦な場所での作業を基本としています。
- 除草作業では、除草剤の使用はお控えください。

◇清掃作業とは

- 公園のゴミや、草・枝・落ち葉を拾い集め、所定のゴミ袋に分別し、所定の場所へ集積することを基本とします。

みんなで綺麗な公園を作りましょう!!



□活動にあたってご注意いただきたいこと

皆さまに、安全に公園愛護会活動を継続していただくため、活動にあたってご注意いただきたいことをお知らせいたします。

① ケガをしない服装で！

虫刺されや日焼けを防ぐため、長袖、長ズボンで活動することをお勧めします。帽子をかぶると直接日光を避けるだけではなく、万が一、頭部に物がぶつかった場合でも衝撃をやわらげることができます。

愛護会活動中に怪我や物損等が生じた場合は「市民活動保険」の適用を受けられることがあります。

万が一、怪我や物損などの事故があったときは、速やかに公園緑地課までご連絡ください。

② 水分補給を忘れずに！

水分の補給をしないで活動した場合には、脱水症や熱中症にかかってしまうことがあります。活動前に水を一杯飲むとともに、活動が1時間を超える場合は、途中で休憩をいれるなどして、こまめに水分を補給しましょう。

③ ゴミの分別には注意！

愛護会清掃で出たペットボトル、プラスチック製容器包装はリサイクルできませんので、燃やせるごみとして排出してください。

④ 除草剤の使用は控えて！

公園は様々な人が利用しています。除草剤を使用すると、人によっては健康被害が起こる可能性があり、公園など公共の場で除草剤を使用する場合は、事前周知の徹底や立て看板の設置、立入制限範囲の設定等が義務付けられています。

愛護会の活動では除草剤の使用をお控えください。

◇ 作業にあたりお困りのことがありましたら、公園緑地課(TEL 231-1933)までご連絡ください。

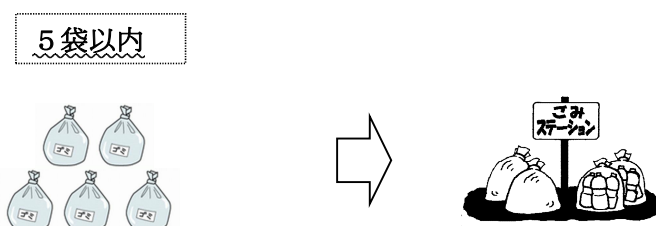


□清掃ごみの排出方法について

◇ <5袋以内の場合>

ボランティア袋を使用し、燃やせるごみの収集日に最寄りのごみステーションに排出してください。

愛護会清掃で出たペットボトル、プラスチック製容器包装はリサイクルできませんので、燃やせるごみとして排出してください。



◇ <6袋以上の場合>

豊浦総合支所市民生活課に自治会清掃依頼連絡票を FAX (772-0711) してください。申込をいただいてから、5日以内に回収いたします。

愛護会清掃で出たペットボトル、プラスチック製容器包装はリサイクルできませんので、燃やせるごみとして排出してください。

※2トンドンプが通行できるよう支障とならない場所に集積してください



◇燃やせるごみ以外(びん、缶、その他燃やせないごみ)の収集

豊浦総合支所市民生活課に自治会清掃依頼連絡票を FAX (772-0711) してください。申込をいただいてから、5日以内に回収いたします。

※2トンドンプが通行できるよう支障とならない場所に集積してください。



—！注意！—

・それぞれ分別をお願い致します。

◇ ボランティア袋について

愛護会清掃ごみの袋として、クリーン推進課が配布するボランティア袋を 利用できます。

※通常のゴミ袋は45ℓサイズですが、草・枝木・落ち葉専用の70ℓサイズの袋もありますのでご活用ください。

愛護会の代表者からクリーン推進課 (TEL 251-1194) にご連絡いただければ、3営業日程度でお届けいたします。

□公園愛護会報償費について

公園愛護会報酬費は、公園愛護会活用に必要な事務的経費や消耗品等のほか、公園愛護会活動等の円滑な運営にご利用いただくためのものです。

公園愛護会報償費算出基準

項 目	活動面積	金 額
基本額	800平方メートル未満	20,000円
加算額	800平方メートル以上	1平方メートル当たり8円

備考

- 1 活動面積は、5千平方メートルを上限とします。
- 2 金額は、千円未満四捨五入とし、千円単位とします。

